

○内閣府
農林水産省令第

号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の六第二項、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の十二第二項（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。）及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十七条第二項の規定、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第一百八条第一項及び農林中央金庫法第五十五条の四第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の四十四第三項の規定、農業協同組合法第九十二条の五の九第一項、水産業協同組合法第一百十七条第一項及び農林中央金庫法第五十五条の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の八第二項の規定並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）附則第二十四条の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年三月　　日

内閣総理大臣　岸田　文雄

農林水産大臣 金子原二郎

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

(農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正)

第一条 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令(平成五年大蔵省令第一号)の

一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（組合の個人利用者情報の漏えい等の報告）</p> <p>第十四条の三の二 組合は、その取り扱う個人である利用者に関する情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を行政庁に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">〔条を加える。〕</p>
<p style="text-align: center;">（個人顧客情報の取扱い）</p> <p>第五十七条の十七 第十四条の三から第十四条の五までの規定は、特定信用事業代理業者について準用する。この場合において、第十四条の三の二中「行政庁」とあるのは、「農林水産大臣及び金融庁長官等」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（特定信用事業電子決済等代行業者の個人利用者情報の漏えい等の報告）</p> <p>第五十七条の三十一の三十九の二 特定信用事業電子決済等代行業者は、その取り扱う個人である特定信用事業電子決済等代行業の利用者に関する情報（個人情報の保護に関する法律第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を農林水産大臣及び金融庁長官等に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">〔条を加える。〕</p> <p>第五十七条の十七 第十四条の三から第十四条の五までの規定は、特定信用事業代理業者について準用する。</p>

(行政庁等)

第六十条 この命令中「行政庁」とあるのは、都道府県の区域を超える区域を地区とする組合及び都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会における第十八条第三項第三号（第二十一条第一項において準用する場合を含む。）並びに第四十一条第一項第十号、第二項及び第三項の規定に係るものについては農林水産大臣及び金融庁長官、第七条第二項、第十四条の三の二及び第五十九条の規定に係るものについては農林水産大臣及び金融庁長官、第七条第二項及び第五十九条の規定に係るものについては農林水産大臣及び金融庁長官、第七条第二項及び第五十九条の規定に係るものについては農林水産大臣及び当該組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）、その他の規定に係るものについては農林水産大臣及び金融庁長官等、その他の組合については都道府県知事とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

(行政庁等)

第六十条 この命令中「行政庁」とあるのは、都道府県の区域を超える区域を地区とする組合及び都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会における第十八条第三項第三号（第二十一条第一項において準用する場合を含む。）並びに第四十一条第一項第十号、第二項及び第三項の規定に係るものについては農林水産大臣及び金融庁長官、第七条第二項及び第五十九条の規定に係るものについては農林水産大臣及び当該組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）、その他の規定に係るものについては農林水産大臣及び金融庁長官等、その他の組合については都道府県知事とする。

（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正）

第二条 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改 正 後

改 正 前

(組合又は連合会の個人利用者情報の漏えい等の報告)

第十二条の二の二 組合又は連合会は、その取り扱う個人である利用

者に関する情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を行政庁に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならぬ。

(個人顧客情報の取扱い)

第五十条の十七 第十二条の二から第十二条の四までの規定は、特定信用事業代理業者について準用する。この場合において、第十二条の二の二中「行政庁」とあるのは、「農林水産大臣及び金融庁長官等」と読み替えるものとする。

(特定信用事業電子決済等代行業者の個人利用者情報の漏えい等の報告)

第五十条の三十一の三十九の二 特定信用事業電子決済等代行業者は、その取り扱う個人である特定信用事業電子決済等代行業の利用者に関する情報（個人情報の保護に関する法律第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を農林水産大臣及び金融庁長官等に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならぬ。

〔条を加える。〕

(個人顧客情報の取扱い)

第五十条の十七 第十二条の二から第十二条の四までの規定は、特定信用事業代理業者について準用する。

第五十条の十七 第十二条の二から第十二条の四までの規定は、特定

備考 表中の「」の記載は注記である。

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部
改正）

第三条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（
平成九年 大蔵省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

		改正後	改正前
		附則	附則
		(銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等) 第三十五条 次の表の上欄に掲げる銀行法施行規則の規定は、特定承継会社を銀行とみなして、それぞれ同表の下欄に掲げる特定承継会社に係る事項について準用する。	(銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等) 第三十五条 「同上」
2	〔略〕	〔略〕	〔同上〕
	備考 表中の「」の記載は注記である。	第十三条の六の五 個人顧客情報の安全管理措置等 第十三条の六の五の二 個人顧客情報の漏えい等の報告	第十三条の六の五 個人顧客情報の安全管理措置等 〔項を加える。〕 〔同上〕
2	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

（農林中央金庫法施行規則の一部改正）

第四条 農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改 正 後	改 正 前
（個人顧客情報の安全管理措置等）	（個人顧客情報の安全管理措置等）
<p>第六十八条 農林中央金庫は、その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p> <p>（個人顧客情報の漏えい等の報告）</p> <p>第六十八条の二 農林中央金庫は、その取り扱う個人である顧客に関する情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を農林水産大臣及び金融庁長官に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない。</p> <p>（農林中央金庫電子決済等代行業者の個人利用者情報の漏えい等の報告）</p> <p>第一百四十七条の十六の三十一の二 農林中央金庫電子決済等代行業者は、その取り扱う個人である農林中央金庫電子決済等代行業の利用者に関する情報（個人情報の保護に関する法律第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当</p>	<p>〔条を加える。〕</p> <p>〔条を加える。〕</p>

該事態が生じた旨を農林水産大臣及び金融庁長官に速やかに報告することとその他の適切な措置を講じなければならない。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この命令は、令和四年四月一日から施行する。